

参考資料

1. リソナ銀行の概要、リソナホールディングスの概要
2. リソナグループ傘下銀行概要
3. 平成 15 年 3 月期の業績予想及び配当予想の修正について
4. 新たな経営体制の構築等について

(株)りそな銀行の概要

1. 商号：株式会社りそな銀行(大和銀行から商号変更)
2. 本店所在地：大阪府大阪市中央区（旧大和銀行本店所在地）
3. 営業開始：平成15年3月1日(旧あさひ銀行と旧大和銀行の合併による)
4. 資本金：4,431億円
5. 主要株主：(株)りそなホールディングス 100%
6. 役員：代表取締役頭取 勝田泰久(りそなHD社長)
代表取締役副頭取 森重鉄雄
代表取締役副頭取 梅田明彦
7. 職員数：12,500名程度
8. 店舗等：372店

(株)りそなホールディングスの概要

1. 商号：株式会社りそなホールディングス
(大和銀ホールディングスから商号変更)
2. 本社所在地：大阪府大阪市中央区（りそな銀行本店ビル内）
3. 営業開始：平成13年12月12日
4. 資本金：7,200億円
5. 役員：代表取締役会長 海保 孝
代表取締役社長 勝田泰久（りそな銀行頭取）
代表取締役副社長 梁瀬行雄
6. 店舗等：大阪本社、東京本社

りそなグループ傘下銀行概要

	りそなグループ合算	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	奈良銀行	りそな信託銀行
本店所在地	/	大阪府大阪市	埼玉県さいたま市	大阪府大阪市	奈良県奈良市	東京都千代田区
総資産※	44.7兆円	31.7兆円	8.7兆円	4.1兆円	0.2兆円	22.1兆円 (信託財産額)
貸出金※	28.3兆円	20.7兆円	4.5兆円	3.0兆円	0.1兆円	—
預 金※	33.5兆円	21.3兆円	8.3兆円	3.7兆円	0.2兆円	—
有人店舗数※※	677店	372店	114店	166店	25店	—
職員数※※	19,750人程度	12,500人程度	3,000人程度	3,500人程度	300人程度	450人程度

※ りそな銀行、埼玉りそな銀行の計数は平成15年3月1日時点（りそな銀行、埼玉りそな銀行への再編時）のもの。他行は平成14年9月末ベース。

※※店舗数、職員数は平成15年3月末ベース。

平成 15 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名: 株式会社りそなホールディングス

代表取締役社長 勝田 泰久

コード番号: 8308 (大証・東証 各市場第 1 部)

平成 15 年 3 月期の業績予想及び配当予想の修正について

当社子会社である株式会社りそな銀行(頭取:勝田 泰久)における業績見込みの修正を主因として、当社の平成 15 年 3 月期の連結業績予想並びに単体業績予想及び配当予想について、以下の通り修正しますのでお知らせ致します。

記

1. 平成 15 年 3 月期【連結】業績予想

(単位:百万円)	経常収益	経常利益	当期純利益
前 回 予 想	1,200,000	△292,000	△290,000
今 回 予 想	1,260,000	△510,000	△838,000
増 減 額	+60,000	△218,000	△548,000
増 減 率	+5.0%	△74.7%	△189.0%

※ 前回予想は平成 15 年 3 月 11 日に公表した計数であります。

※ 傘下銀行の業績見込み等につきましては、別添の「[ご参考](#)」をご覧ください。

2. 平成 15 年 3 月期 当社【単体】の業績予想

(単位:百万円)	営業収益	経常利益	当期純利益
前 回 予 想	14,000	1,200	5,500
今 回 予 想	13,000	1,800	△1,154,000
増 減 額	△1,000	+600	△1,159,500
増 減 率	△7.1%	+50.0%	—

※ 前回予想は平成 14 年 11 月 25 日に公表した計数であります。

3. 平成 15 年 3 月期 配当予想

	前回予想	今回予想
甲種第一回優先株式	24円75銭	—
乙種第一回優先株式	6円36銭	—
丙種第一回優先株式	6円80銭	—
丁種第一回優先株式	10円00銭	—
戊種第一回優先株式	14円38銭	—
己種第一回優先株式	18円50銭	—

以上

〔本件問合わせ先〕 当社広報部 見玉 ダイヤルイン:06-6264-5685

当社子会社である傘下銀行の平成15年3月期の業績見込み等は以下の通りであります。
 なお、りそな銀行の業績見込みの修正につきましては、政策投資株式の含み損について、30%以上下落した銘柄を全て減損処理したこと、金融再生プログラム等の主旨を踏まえて、繰延税金資産について厳格に将来の不確実性を考慮したこと等に伴うものであります。

りそな銀行の業績見込みの修正等に伴い、当社が保有する傘下銀行の株式について、含み損の処理を実施する為、当社単体の業績予想についても修正するものであります。

尚、当社単体の業績予想の修正に伴い、普通株式の配当に加え、優先株式及び優先出資証券の配当につきましても、誠に遺憾ながら見送りとさせて頂く予定であります。

1 傘下銀行の【単体】業績見込み

(単位:億円)

	グループ		りそな		埼玉りそな	
	合算	前回予想比	銀行	前回予想比	銀行	前回予想比
業務粗利益	7,610	+45	2,630	+10	100	+20
経費	△4,560	△20	△1,630	△50	△50	+20
実質業務純益 *1	3,070	+45	1,020	△20	50	+40
与信関連費用*2	△5,100	△520	△2,080	△280	△15	△15
株式関係損益	△3,120	△1,530	△2,010	△1,510	0	+0
経常利益	△5,060	△2,130	△3,160	△1,930	30	+22
税引前当期利益	△5,170	△1,970	△3,130	△1,930	30	+22
税引後当期利益	△7,900	△4,940	△5,830	△4,840	25	+17

株式等評価差額金

△340

△360

+20

*1. 実質業務純益は、信託勘定与信費用関連、一般貸倒引当金繰入額を除いた業務純益であります。

*2. 与信関連費用には、一般貸倒引当金繰入額、信託勘定与信関連費用を含めて表示しております。

※1. グループ合算の計数は、あさひ銀行の閉鎖決算(11ヶ月決算)の計数を含めております。

※2. 前回予想比は平成15年3月11日に公表した計数との対比であります。

※3. 平成15年3月期決算の詳細については、5月26日(月)の公表を予定しております。

2. リソナ銀行の【連結】業績見込み

(単位:億円)

	経常収益		経常利益		当期純利益	
		前回予想比		前回予想比		前回予想比
リソナ銀行【連結】	4,420	△180	△3,120	△1,890	△5,800	△4,800

※ 前回予想比は平成15年3月11日に公表した計数との対比であります。

3. 再生法基準開示債権の見込み

(単位:億円)

	14年3月末 実績 [2行合算*]	15年3月末 見込み		リソナ 銀行	埼玉リソナ 銀行
		[2行合算*]	前期末比		
オフバランス化対象	18,459	約9,100	△約9,350	約8,200	約900
要管理債権	11,200	約15,700	+約4,500	約14,900	約800
再生法基準開示債権	29,659	約24,800	△約4,850	約23,100	約1,700

* 14年3月末は旧「大和とあさひ」、15年3月末は「リソナと埼玉リソナ」の単体計数の単純合算を表示しております。

※ 2行合算のオフバランス化実績は計画通り、1兆2,000億円程度の見込みであります。

4. 当社の株式含み損処理見込み

(単位:億円)

	含み損処理 単純合算	リソナ 銀行株式	埼玉リソナ 銀行株式	近畿大阪 銀行株式	奈良 銀行株式
含み損処理額	約11,610	約9,880	約1,100	約600	約30

※ 含み損の処理を実施する結果、普通株式の配当に加え、優先株式及び優先出資証券の配当につきましても、誠に遺憾ながら見送りとさせて頂く予定であります。

5. 自己資本比率の見込み

	ホールディングス 連結		リソナ 銀行		埼玉リソナ 銀行	近畿大阪 銀行
		前回予想		前回予想		
自己資本比率	3%台後半	6%台後半	2%台前半	6%台半ば	7%台後半	6%台半ば

※『リソナ銀行と近畿大阪銀行』については『連結』、『埼玉リソナ銀行』は「単体」の計数を表示しております。

平成 15 年 5 月 17 日
株式会社りそなホールディングス

新たな経営体制の構築等について

当社グループは、りそな銀行・埼玉りそな銀行の再編を終えた 15 年 3 月期に、傘下銀行の積極的な不良債権のオフバランス化、株式等の含み損の抜本処理、繰延税金資産の大幅な取崩等を実施するとともに、当社においても保有する傘下銀行株式の含み損を処理する等、財務体質の健全化を大きく進めることといたしました。

この結果、誠に遺憾ながら、公的資金を含む優先株および子会社の優先出資証券の配当を見送ることとなり、また、自己資本比率も大幅に低下する見込みです。

これを踏まえ、以下のとおり、経営を刷新し、早急に自己資本比率の回復を図るとともに、抜本的な合理化等により収益力を強化することで、お客さまにとって価値のある銀行グループを創るべく努力してまいります。

1. 経営の刷新

15 年 3 月期の業績に対する経営責任を明確にするため、以下の役員は退任をいたします。なお、これらの役員については、退任慰労金の支払をいたしません。

海保 孝（当社会長）
勝田泰久（当社社長 兼 りそな銀行頭取）
梁瀬行雄（当社副社長）
森重鉄雄（りそな銀行副頭取）
梅田明彦（りそな銀行副頭取）

後任には、当社社長に川田憲治、副社長に中島喜勝、りそな銀行頭取に野村正朗、副頭取に水田廣行が就任いたします。

また、経営革新を加速する観点から、当社会長として、グループ外の民間企業経営で優れた実績をあげられた方を招聘する方針です。

その他の役員人選、新経営体制等については後日改めて公表させていただきますが、経営陣の大幅な若返りを図るとともに役員数削減を実施する方針です。

2. 経営革新

以下のような諸施策を通じ、経営革新を図ることで、お客様にとって価値のある銀行グループを目指してまいります。

(1) 財務の一層の健全化（公的資金による資本増強）

当社およびりそな銀行は、自己資本比率見込みが4%未満となったことに伴い、本日、金融庁より銀行法第52条の33第1項及び第26条第1項に基づく業務改善命令（いわゆる早期是正措置）を受けております。

今後、資本増強策を含む改善計画を策定し、金融庁に提出することとなりますが、基本的に、預金保険法第102条第1項第1号（公的資金による資本増強）の認定を前提として、りそな銀行において公的資金による資本増強の手続を進める予定です。

これにより、早急に自己資本比率の十分な回復を図り、グループの財務上の課題を一掃いたします。

(2) 収益力の向上

収益計画等につきましては、後日、改めて公表させていただきますが、以下のような合理化策により抜本的なコスト構造の見直しを図り、不安定な経済環境の中でも、確実に利益を計上できる収益構造の確立を目指してまいります。

①給与水準の見直し等

15年3月期の業績も踏まえ、定例給与の見直しおよび賞与のカットを行います。

これにより、今下期には、賞与カットも含めて、給与・賞与総額を前年度比3割程度引下げる方針です。

また、退職金・年金制度については、本年3月に年金給付水準の引下げを含む新制度を導入したところですが、今後、更なる制度の見直しを検討してまいります。

なお、職員数につきましても削減を行う方針です。

②関連会社等の大胆な見直し

1年以内を目途に、統合・再編により、約50社ある関連会社をほぼ半減させる方針です。

関連会社の経営陣についても若返りを図るとともに、役員数についても削減をいたします。

また、顧問、社友等については、傘下銀行、関連会社とも、原則廃止いたします。

(3) 顧客重視の姿勢の徹底

メガバンク・グループとは異なる「地域金融機関の連合体」として、これまで以上に、地域のお客様を大切にす姿勢を徹底してまいります。

配当の見送り、自己資本比率の低下等に伴い、関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけしますが、当社グループは、上記のとおり財務の健全化や収益力の強化を図り、引続き地域のお客様のお役に立つよう努めてまいりますので、何卒、ご理解、ご支援を賜われますよう、お願い申し上げます。

以 上.

(参考) 預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号の認定について

預金保険法第 102 条第 1 項第 1 号の認定とは、金融機関に公的資金を注入する必要性について、内閣総理大臣が行う認定です。

同項第 2 号や第 3 号の認定とは異なり、破綻金融機関を対象としたものではありません。

預金保険法第 102 条第 1 項

内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができる。

①金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。）

当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構（預金保険機構）による株式等の引受け等

②破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関

当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助

③破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもって債務を完済することができないもの
第 101 条から第 119 条までの規定に定める措置

また、同項第 3 号の認定に基づき行われる「特別危機管理」制度や、かつて日本長期信用銀行や日本債券信用銀行に適用された「特別公的管理」制度とは異なり、上記認定により、株式が預金保険機構に強制取得されたり、無価値になったりすることはございません。

なお、現時点で当社グループ各行の資金繰りに全く懸念はございませんが、上記認定が行われた場合には、資本増強と併せて、政府が日本銀行に対し特別融資の要請を行う方針と聞いております。

従って、グループ各行において、預金の支払や貸出金の継続等のお客様との取引に支障が生じることは一切ございません。